

報道関係者 各位

平成29年7月11日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 大町 恭
地方賃金指導官 高橋 喜治
電話 022 (299) 8841

平成29年1月から3月までの最低賃金の履行確保に係る監督指導結果 ～最低賃金額未満の労働者数は減少～

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、宮城労働局（局長 北條 憲一）では、昨年10月5日に宮城県最低賃金を時間額748円に、同12月15日に特定（産業別）最低賃金（別添「宮城県の最低賃金」参照）をそれぞれ改正し、県内の各種団体、事業場、地方公共団体等をはじめ幅広くその周知広報を行ってきました。

一方、最低賃金の履行確保を図るため、本年1月から3月までの間に県内の全ての労働基準監督署において、集中的な監督指導を実施しましたが、その結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

1 最低賃金法違反の状況（別紙参照）

（1） 監督実施事業場数等（表1）

- ・279事業場に対し監督指導を実施（前年度より74件増加）
- ・最低賃金額未満の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は41事業場（同12件増加）
- ・最低賃金の違反率は14.7%（同0.6%増加）

（2） 最低賃金額未満の労働者数（表1）

- ・最低賃金額未満の労働者数は105人（同21人減少）
- ・監督実施事業場全労働者数に占める割合は3.8%（同1.7%減少）

（3） 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合（表1）

- ・最低賃金額未満労働者のうちパート・アルバイトは88人・全体の83.8%（同33人増加・40.1%増加）

(4) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (表 2)

- ・宮城県の最低賃金額を知っていた 64.9% (同 6.8%減少)
- ・額は知らないが最低賃金が適用されることを知っていた 34.4% (同 10.5%増加)
- ・最低賃金が適用されることを知らなかった 0.7% (同 3.7%減少)

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由 (表 3)

- ①「適用される最低賃金額を知らなかった」30 事業場・69.8% (同 19 件増加・37.4%増加)
- ②「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」2 事業場・4.7% (同 2 件減少・7.1%減少)

なお、その他が 11 事業場で 25.6%を占めているが、「賃金改定時期に事務処理が間に合わなかった」、「パートや高齢者等には適用がないと勘違いしていた」など理由は多種多様であった。

2 改善指導

最低賃金額以上の賃金額を支払っていない事業場に対しては、最低賃金改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

3 今後の対応

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているかを監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしている。

必ずチェック最低賃金!

使用者も

労働者も

宮城県の最低賃金



長沼 写真提供：宮城県観光課

適用される最低賃金		時間額	効力発生日
宮城県最低賃金		748円	平成28年10月5日
特定最低賃金	鉄鋼業	847円	平成28年12月15日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機器製造業	798円	
	自動車小売業	815円	

お問合せ先

宮城労働局賃金室 (Tel 022-299-8841) 最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善するための助成金

キャリアアップ助成金

有期雇用契約社員等の基本給に係る賃金規定等について、2%以上増額改定し昇給した場合、対象労働者10人までは一度の増額改定につき35,000円から30万円を、対象労働者11人から100人までは1人当たり10,000円から30,000円を助成します。なお、中小企業において3%以上増額改定し昇給した場合、上記に加えて1人当たり7,600円から14,250円までを、また、一定以上の生産性向上が認められた場合は1人当たり9,600円から18,000円までを加算します。

● お問合せ先：宮城労働局助成金コーナー (Tel 022-299-8063)

業務改善助成金

雇入れ後6月経過した事業場内の最も低い賃金適用労働者の時間給を30円から120円までを引き上げ、かつ、生産性向上のための機械設備・POSレジシステム等の導入、人材育成・教育訓練の実施、経営コンサルタントに係る経費等の設備投資を行った場合、設備投資費用のうち50万円から200万円までを助成します。なお、助成額は最低賃金の引上げ額により、助成率は事業場の労働者数により、必要な引上げ額は事業場の最低賃金額により、それぞれ異なります。

● お問合せ先：宮城労働局雇用環境・均等室 (Tel 022-299-8834)

宮城労働局

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

1 次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県特定(産業別)最低賃金	適用される業種 (業種は日本標準産業分類による。)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄鋼業	鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務
自動車小売業	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2 最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給129,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数258日とします。

月給129,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数258日

= 750円 > 748円 (宮城県最低賃金)

最賃クリアー!

【宮城県内の労働基準監督署】

石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365

大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154

仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075

古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112

瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(平成29年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、同労働者数

監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
				数	比率 (%)	うち	
						パート・アルバイト数	同比率%
279	41	14.7	2769	105	3.8	88	83.8
(205)	(29)	(14.1)	(2311)	(126)	(5.5)	(55)	(43.7)

※ () 内は平成28年1月～3月の監督実施結果(以下同じ)

表2 事業場における最低賃金に対する認識

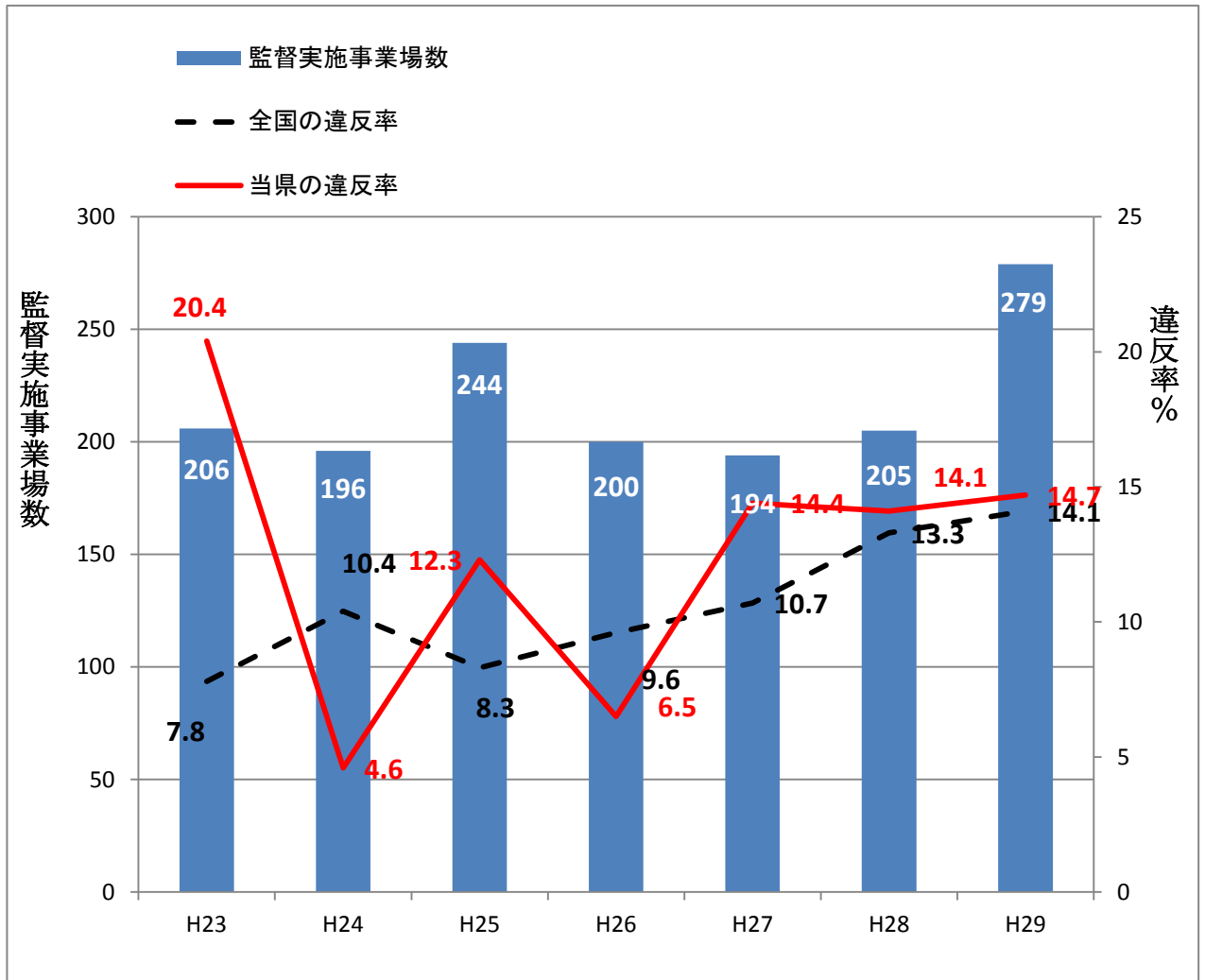
理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知っている。	181 (147)	64.9 (71.7)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	96 (49)	34.4 (23.9)
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	2 (9)	0.7 (4.4)
合 計	279 (205)	

表3 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知らなかった。	30 (11)	69.8 (32.4)
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	2 (4)	4.7 (11.8)
その他(パートや高齢者には適用がないと思っていた、事務処理が間に合わなかった等)	11 (19)	25.6 (55.9)
合 計	43 (34)	

※ 複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超える。

【参考】 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移



最賃額	674 円	675 円	685 円	696 円	710 円	726 円	748 円
引上額	12 円	1 円	10 円	11 円	14 円	16 円	22 円